

質問者	当日/後日	質問/意見	回答
7	当日	質問 使用済みの核燃料について、後どれぐらいプールできる容量を確保しているのか。	<p>まず、使用済みの核燃料について、最終的には、青森県六ヶ所村の処分地に移送するものであり、あるいは、中間貯蔵施設を建設してそこに中間貯蔵するものと考えている。(補足①、②)</p> <p>使用済み核燃料の発生量は、プラントの稼働計画や燃料の再処理計画によって変動するものであり、一概には言い切れないが、仮に、最終処分地若しくは中間処分地への搬出がゼロであり、9基のプラントがフル稼働した場合は、今から約7、8年で使用済みの核燃料の格納容量はオーバーする試算となる。(補足③)</p> <p>(補足回答) ①当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき青森県にある日本原燃㈱の再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。 ②現在、当社は、福井県外で中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。 なお、中間貯蔵施設の立地にあたって「当社の発電所の敷地であること」を候補地の条件とはしておりません。また、地元の皆さまとの協力関係・信頼関係を大切にしたいと考えており、ご理解をいただくことが何より重要であり、地元のご同意なくして立地を進めることはありません。 ③満杯時期については、仮に、発電所からの搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、9基全てのプラントが稼働した場合、9基合計の管理容量※(9,102体)、現在の貯蔵量(6,231体)および年間平均の使用済燃料発生量(約370体)から計算すれば、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7～8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、青森県にある日本原燃㈱の六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>※貯蔵容量から1炉心(3取替分相当)を除いた数量</p>
6	当日	質問 本日の新聞報道にもあったが、関西電力は来年1月にも高浜原発を再稼働させたいとなっていた。また、一方で福井地裁による稼働差止め仮処分決定が出されている。さらに、多くの不安の声がある中で、急いで稼働を進めるのはどういう意図があるのか。	<p>●当社としては、原子力プラントの使用前検査や福井地裁に係る仮処分命令に対する対応、地元の皆様から再稼働について同意を頂く対応を行っているところであり、再稼働の時期に関しては申し上げることはできませんが、当社としては、広く社会の皆さまへの丁寧な説明に最大限の努力を行い、真摯かつ的確、迅速に対応し、一日も早い再稼働を目指してまいりたいと考えています。</p> <p>●なお、新たなエネルギー基本計画において、原子力規制委員会により新規制基準に適合すると認められた原子力発電所の再稼働を進めるといふ、国の方針も既に示されています。</p> <p>安全性が確認された原子力プラントについては、当社が責任を持って稼働してまいりたいと考えています。</p> <p>●運転再開の諸準備が整った後、直ちに当社にて再稼働の計画を策定し、プレス発表等により公表してまいります。</p>
12	12月3日	意見 原発の安全について、新規制基準に合格したとされているが、一方「100%は有り得ない」と言われている。現在、原発再稼働していなくても電力は充足しているし、自分達も節電に努めるので、原子力発電は廃止してほしい。	意見のため回答無し
13	12月7日	意見 関西電力は、高浜発電所、大飯発電所、美浜発電所の11基に加え、日本原子力発電所の2基と、日本原子力開発機構の1基の原子力発電所があるが、1995年12月8日の夜、敦賀の「もんじゅ」でナトリウムが漏れる事故が起きている。この時、2次系統だったために最悪の事態こそ免れているが、この時は事故の処理が非常にまずかったと思っている。事故の直後を撮影したビデオを改ざんするなどの事故隠しが相次いでいる。バブル経済が崩壊し、不安を感じる中での相次ぐ事故、そこに「夢の原子炉」と言われた「もんじゅ」の事故が重なっている。そういう過去がある以上、今では京丹波町UPZ圏内の人々は不安を感じやすい心理状態にあることを前提に、小さな事故でも、事実は事実として正しい発表を求める。	意見のため回答無し
15	12月7日	質問 再稼働のための新規制基準に合格するために、相当の投資をされたことは事実である。だから、早く稼働して事業収支の改善を図りたいのは企業として当然であるが、40年で廃炉と言われた原子力発電所を、投資資金の回収のため、20年延長稼働する申請は如何なものか。建屋本体は臨海地にあり、潮風等による劣化に耐えられるのか。	<p>●当社はこれまで、定期的な検査、必要な機器の取替や補修などの継続的な保全活動を行うとともに、国の高経年化対策制度として、設備の金属の疲労や腐食、摩耗、中性子照射による材料の脆化の影響など、運転開始30年目に60年間の運転を想定した健全性評価を行い、保安規定の変更認可申請を行っています。</p> <p>●高浜3、4号機については、3号機：平成26年1月、4号機：平成26年6月に保安規定の変更認可申請を行い、平成27年11月18日に、原子力規制委員会の審査が終了し、認可をいただきました。</p> <p>舞うさらに運転期間延長認可申請にあたっては、特別点検として原子炉容器等の詳細な調査を行い、設備の健全性を改めて確認しています。</p> <p>●今回、原子炉容器、原子炉格納容器、コンクリート構造物についての特別点検の結果とこれまでの運転経験や最新知見等を踏まえて、経年劣化事象に対して現状の保全活動で安全性が確保されていることを確認し、その結果として、運転開始後40年以降20年間に実施すべき追加保全策を策定しています。</p> <p>●プラントの長期運転に対する健全性を確保していくために、今後も現状の保全活動を継続的に実施するとともに、追加した保全策を確実に実施してまいります。</p> <p>●建屋本体であるコンクリート構造物の特別点検では、コンクリート構造物からコアサンプル(試料)を採取して、浸透している塩分量や、強度などを確認した結果、コンクリートの健全性に影響を与える劣化は認められませんでした。なお、建屋本体や重要な機器、構築物には塗装が施され、潮風等による塩分の浸透防止が図られています。また、定期的な点検により健全性を確認するとともに、必要に応じて塗装の補修等を実施しています。</p> <p>●当社としましては、安全確保を大前提として、原子力発電所を有効に活用していきたいと考えております。</p>